令和4年御宿町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示
第 1 号 (5月27日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名4
事務局職員出席者4
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
町長挨拶及び提案理由の説明
会議録署名人について····································
会期の決定について
議案第1号の上程、説明、質疑、採決7
議案第2号の上程、説明、質疑、採決9
議案第3号の上程、説明、質疑、採決 1 1
議案第4号の上程、説明、質疑、採決 1 2
閉会の宣告
署名議員

告示第28号

令和4年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和4年5月24日

御宿町長 石 田 義 廣

- 1. 期 日 令和4年5月27日
- 2. 場 所 御宿町役場議場
- 3. 付議事件
- (1) 専決処分の承認を求めることについて (御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- (2)特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 令和4年度御宿町一般会計補正予算(第1号)



令和4年第1回御宿町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和4年5月27日(金曜日)午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第 5 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採

用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第4号 令和4年度御宿町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

岡 本 光 代 君 2番 田 中 とよ子 君 1番 土井茂夫君 4番 5番 立 野 暁 広 君 6番 藤井利一君 7番 貝塚嘉軼君 8番 髙 橋 金 幹 君 9番 伊藤博明君 10番 堀 川 賢 治 君 11番 北 村 昭 彦 君

12番 滝口一浩君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 石 田 義 廣 君 教 育 長 前 森 勤 君 総務課長 殿 岡 豊 君 産業観光課長 渡 邉 和 弥 君 税務住民課長 佐 藤 昭 夫 君 建設水道課長 埋 田 禎 久 君 全町公園課長 伊 藤 広 幸 君 保健福祉課長 田 邉 義 博 君 教育課長 吉 野 信 次 君 会 計 室 長 大 竹 伸 弘 君

事務局職員出席者

事務局長市原茂君主事市川可奈君

◎開会の宣告

〇議長(土井茂夫君) みなさん、こんにちは。

本日、令和4年御宿町議会第1回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

金井企画財政課長は、体調不良により出席できないとの報告がありました。

これより令和4年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーテーションを置きました。このため、 議案説明及び質疑応答については、着席したままで発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛にお願いいたします。また 携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

また、暑い方は、議員、執行部とも上着を脱いで結構です。

(午後1時30分)

◎町長挨拶及び提案理由の説明

○議長(土井茂夫君) 次に、日程に先立ち石田町長から挨拶並びに議案の提案理由の説明 について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

〇町長(石田義廣君) 本日ここに、令和4年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今臨時会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて1件、条例案2件、補正予算案1件の計4議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関連法令が令和4年3月31日に公布され同年4月1日施行の改正が含まれていることから御宿町税条例等の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものです。

主な改正内容は、固定資産税における課税台帳の閲覧および記載事項証明書の交付、省エネ

改修工事を行った住宅の特例の拡充、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の改正に伴う規定の 整備を行うものです

議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、令和3年度の人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告等を踏まえ、特別職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてですが、令和3年度の人事院勧告並びに千葉県人事 委員会勧告等を踏まえ、一般職の職員の期末手当を改定する必要があることから条例の一部を 改正するものであります。

議案第4号 令和4年度御宿町一般会計補正予算案(第1号)ですが、今回お願いいたします補正予算は歳入歳出ともに1,072万5,000円を減額し、補正後の予算総額を36億2,727万5,000円とするものです。

本補正予算の内容は、人事院勧告及び千葉県人事院会勧告等に基づく給与条例等の改正に伴 う、特別職及び一般職職員の期末手当の引き下げによる人件費の調整措置を行うものでござい ます。

ただ今、申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、 何卒、慎重なるご審議をいただきご議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎会議録署名人の指名について

○議長(土井茂夫君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

12番、滝口一浩君、1番、岡本光代君にお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長(土井茂夫君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日とする

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(御 宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。

佐藤税務住民課長より、議案の説明を求めます。

佐藤税務住民課長。

〇税務住民課長(佐藤昭夫君) それでは議案の説明をいたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び関連法令が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、施行日を令和4年4月1日とする改正について、御宿町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものです。

主な改正の内容は、固定資産台帳の閲覧や記載事項証明書における取り扱いへの対応、固定 資産税に関し、地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例において、特例が期限等により廃 止となったことによる引用条項の修正、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充、商業 地に対する負担調整の特例措置への対応となっております。

それでは、新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。初めに、1ページ、第48条、法人の納税申告書等の提出方法に関する改正ですが、第9項及び15項について、地方税法321条の8、通算法人の税額控除や税額控除超過相当額に関する規定の改正により、2項追加されたことによる項ズレへの対応となります。

次に、1ページから2ページ、第73条の2及び第73条の3の固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項証明の手数料に関する改正ですが、固定資産台帳の閲覧や記載事項証明書において、地方税法第382条の2に、ただし書きの規定が追加され、記載されている住所が明らかにされることにより、生命・身体に危害を及ぼす恐れがあり、閲覧に供することが適当でない場合、総務省例で定める措置講じたもの閲覧等に供することができることに対応するための改正となります。

次に、2ページから3ページでございます。

附則第10条の2、地域決定型地方税制特例措置における条例で定める割合に関する改正ですが、第2項については、法附則第15条第2項第5号、公共下水における下水道除害施設等

に対する課税標準額の軽減について、参酌基準が4分の3から5分の4に縮減されたことによる改正となります。

また、第10条の2、第3項から第22項までは、法附則第15条第14項が削除されたことにより、対応する法附則15条の項番号を1項ずつ繰り上げ、第23項につきましては、法附則第15条第36項及び第37項の2項が削除されたことにより、3項を繰り上げ、法附則第15条第42項を第39項とするものです。

続きまして4ページになります。第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告の改正となります。熱損失防止改修工事、省エネ改修工事について、断熱改修工事等に合わせ省エネに資する太陽光発電等の工事もその対象となり、対象工事が拡充されたことにより、第9項は専用住宅について、熱損失防止改修住宅を改修等住宅に、併用住宅については、居住専用部分に対するもので、熱損失防止改修専有部分を改修等専有部分に、以降、第11項については、長期優良住宅に対する同様の改正となっております。続きまして5ページ。第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の改正ですが、商業地等において、地価上昇により税額が増加する場合、令和4年度に限り、課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の加算率を従来の5%から、2.5%を加算した額とすることとされたことによる改正となります。

最後に附則となりますが、附則により施行期日は、令和4年4月1日とし、第2条第1項で、 経過措置として、令和3年度分までの固定資産税については、従前の例とし、第2項において は、地域決定型地方税制特例措置に係る経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は、承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡総務課長より議案の説明を求めます。

殿岡総務課長。

○総務課長(殿岡豊君) 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本改正案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年4月13 日に公布されたことを受け、この度、提案するものです。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定と関連がございますので、議案説明 の前に、添付しました資料により、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告の内容、また、これら を受けての町における給与改定の内容についてご説明させていただきます。

議案に添付させていただきました資料 1 ページをご覧ください。まず、人事院の勧告でございますが、令和 3 年 8 月に出されたものであり、内容につきましては、中段の表にございます期末手当の支給率について年間 0.15 月分を引き下げるもので、令和 4 年度以降の支給割合では、引き下げ分 0.15 月を 6 月期・ 1 2 月期の支給割合において、それぞれ 0.075 月分ずつ調整する内容となっております。

1ページ下段から、千葉県人事委員会の勧告について、概要をまとめております。内容につきましては、国の勧告と同様のものであり、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給率について、同様で年間 0.15 月分を引き下げる勧告内容となっております。

2ページをご覧ください。御宿町における給与改定案の内容でございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえ、同様の措置を講じようとするものであり、表は改正後の一般職における期末・勤勉手当の詳細・内訳等について記載させていただいております。

また、勧告については、国が令和3年8月、県が令和3年10月に出されており、情勢適応の原則に鑑み、令和3年度の引き下げに相当する額について、令和4年6月に支給する期末手当から、併せて控除するこことしております。

続いて、3ページですが、任期付職員のうち特定任期付職員の期末手当の改定についての内容となります。御宿町では、現在この特定任期付職員の採用はございませんが、国・県の勧告を踏まえ、期末手当について0.1月分引き下げ、年間3.35月を3.25月分とするものです。

3ページ下段でございますが、これらの改定の内容を踏まえ特別職の期末手当についても同様の改定を行おうとするものであり、年間 4.35 月分を 4.20 月分に引き下げるとともに、令和 3 年度の引き下げに相当する額について、令和 4 年 6 月に支給する期末手当から、併せて控除することとしております。

それでは、議案についてご説明いたしますので、お手元の議案書をご覧ください。

特別職の職員につきましては、直接、人事院勧告等の対象ではございませんが、勧告の趣旨を踏まえ、同様の改正を行うものです。

これにより、特別職における令和 4 年度以降の 6 月期及び 1 2 月期の期末手当について、支 給率を 100 分の 217.5 から 100 分の 210 に改め、年間 0.15 月分を引き下げる改正規定でござ います。

附則でございますが、第1項は施行期日に関する規定であり、6月期末手当の基準日である 令和4年6月1日とするものです。

続いて、第2項でございますが、令和3年度における引き下げ分については、令和3年12 月に支給した期末手当に反映していないことから、令和4年6月の期末手当において、その相 当額を併せて減ずる旨の特例措置を設けております。

以上で説明を終わります、よろしくお願い申し上げます。

○議長(土井茂夫君) これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡総務課長より議案の説明を求めます。

殿岡総務課長。

〇総務課長(殿岡豊君) 議案第3号、一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例案の主な改正内容でございますが、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえ、期 末手当の支給率について所要の改正を行うものです。

改正案は2条建ての構成となっており、内容につきましては、新旧対照表にてご説明させて いただきます。新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第1条関係ですが、一般職の職員の給与等に関する条例の改正規定であり、一般職に係る6月期及び12月期の期末手当について、現行の支給率である100分の127.5を100分の120に改め、年間で0.15月分の引き下げを行うものです。

また、第3項の改正につきましては、再任用職員に係る期末手当の改正であり、現行の支給率である100分の72.5を100分の67.5に改め、年間で0.1月分の引き下げを行うものです。

次に第2条関係ですが、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正であり、一般職給 与条例の適用除外である特定任期付職員、こちら弁護士や医師など高度な専門的知識を有する 方の内容です。これらに係る期末手当についての改正です。

新旧対照表 2ページをご覧ください。

一般職と同様、人事院勧告等の内容を踏まえ、年間 0.1 月分を引き下げるもので、条文上では一般職給与条例の読替規定になっていることから、100 分の 127.5 を 100 分の 120 に、100 分の 167.5 を 100 分の 162.5 に改めるものです。

附則でございますが、第1項は施行期日に関する規定であり、6月期末手当の基準日である 令和4年6月1日とするものです。 続いて、第2項でございますが、令和3年度における引き下げ分については、令和3年12 月に支給した期末手当に反映していないことから、令和4年6月の期末手当において、その相 当額を併せて減ずる旨の特例措置を設けております。

以上で説明を終わります、よろしくお願い申し上げます。

○議長(土井茂夫君) これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(土井茂夫君)** 質疑なしと認めます。
- ○議長(土井茂夫君) 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

(举手全員)

〇議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第6 議案第4号 令和4年度御宿町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

殿岡総務課長より議案の説明を求めます。

殿岡総務課長。

○総務課長(殿岡豊君) それでは、議案第4号、令和4年度御宿町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、先に議決されました、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告等に基づく給与条例等の一部改正に伴い、職員の期末手当引き下げに係る減額補正を行うものです。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1,072万5,000円を減額

し、補正後の予算総額を 36 億 2,727 万 5,000 円と定めるものでございます。

それでは予算書の内容について説明いたします。

6ページをご覧ください。まず歳入予算でございますが、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の純繰越金でございますが、1,072 万 5,000 円を減額しております。今回の歳出の補正予算に対応するため純繰越金にて調整をさせていただいております。

以上、歳入予算を、1,072万5,000円の減額となります。

続いて8ページをご覧ください。歳出予算になります。1款議会費から9款教育費における、 3節職員手当及び4節共済費の各予算の減額は、人事院勧告等に基づく給与改定による職員の 期末手当引き下げに伴う、人件費の減額をそれぞれ行わせていただいているものです。

以上、歳出予算を 1,072 万 5,000 円減額しており、補正後の予算総額を 36 億 2,727 万 5,000 円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(土井茂夫君) これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(土井茂夫君)** 質疑なしと認めます。
- **〇議長(土井茂夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長(土井茂夫君) 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

〇町長(石田義廣君) 令和4年第1回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の臨時会におきましては、4件につきましてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご決定いただき、閉会の運びとなりました。ありがとうございました。これから、一層暑い日が続きます。議員の皆様方におかれましては、健康には十分ご留意くさだいますようお願いを申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○議長(土井茂夫君) 議員各位には、慎重審議いただき、また議会運営につきましてもご 理解とご協力をいただきまして、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で、令和4年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

年 月 日

議 長 土 井 茂 夫

署名議員 滝口 一浩

署名議員 岡本 光代